

●学童保育について

- 学童保育：労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を指します。現在、江別市では「放課後児童クラブ」、「放課後児童会」と呼ばれています。江別市における学童保育は、幼稚園や小学校、児童センターなどの施設を利用して市内20か所で行われています。

放課後児童クラブガイドライン〈厚生労働省〉より抜粋

○ 職員体制

放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。



例えば…、
保育士、社会福祉士、高等学校卒業後2年以上児童福祉事業に従事した人、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教諭の資格のある人、大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学等を修了して卒業した人など

○ 放課後児童指導員の役割

- (1) 放課後児童指導員は、以下について、留意のうえ、(2)に掲げる活動を行うこと。
 - ① 子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
 - ② 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
 - ③ 保護者との対応・信頼関係の構築
 - ④ 個人情報への慎重な取扱いとプライバシーの保護
 - ⑤ 放課後児童指導員としての資質の向上
 - ⑥ 事業の公共性の維持
- (2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。
 - ① 子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
 - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
 - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
 - ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。

- ⑤ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
- ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

○ 保護者への支援・連携

保護者会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めるとともに、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援を行うこと。

○ 学校との連携

- (1) 学校との連携を積極的に図ること。なお、学校との情報交換に当たっては、個人情報保護や秘密の保持に十分な配慮を行うこと。
- (2) 子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について連携を図ること。また、放課後子ども教室との連携を図ること。

○ 関係機関・地域との連携

- (1) 保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めること。
- (2) 子どもの病気や事故、もめごとなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るように努めるとともに、ボランティアの募集・受入れを積極的に行い、また、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図ること。